

千葉県環境基本条例（抄）

平成6年12月21日

条 例 第43号

改正 平成 22 年 3 月 23 日条例第 48 号

5 つの分野の基本方針

第 1 節 施策の基本方針

第 9 条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく各種の施策を施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護並びに生活環境の保全及び創造を図ること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び創造を行い、人と自然が共生する良好な環境を確保すること。

(3) 市民が健康で安全に暮らせる潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の特性を活かした美しい景観の形成及び歴史的又は文化的環境の形成等を図り、もって健康で安全かつ快適な生活環境を保全及び創造すること。

(4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が徹底される社会を構築し、並びに環境の保全及び創造に関する技術等の活用により地球環境保全に貢献することのできる社会を構築すること。

(5) 環境の保全及び創造を効率的かつ効果的に推進するため、市、市民及び事業者が協働して取り組むことのできる社会を構築すること。

第 2 節 環境基本計画

第 10 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、千葉県環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、千葉県環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

環境基本計画の位置付け及び策定状況

R2 年度

計画の策定方針、アンケート調査方針の協議
諮問、骨子案の提示・確定

R3 年度

指標の検討

環境基本計画専門委員会

大気環境目標値専門委員会

環境審議会

素案の審議

骨子を基に指標項目等案の決定

報告

庁内の調整

答申、計画案のパブコメ

環境基本計画の策定

(計画期間：2022年4月から2032年まで)

<今後予定する環境分野の主な部門別計画>

地球温暖化対策実行計画	2023年度早期～
水環境保全計画	2022年度末～
一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	2022年度末～

予
定

環境基本計画の位置付け及び策定状況

全体スケジュール

年	月	会議名	検討・協議内容
令和元年	11	第2回千葉市環境審議会	・計画の策定方針
令和2年	5	第1回千葉市環境審議会（書面）	・アンケート調査の方針 ・基本的な方向性について
令和3年	1	第1回千葉市環境審議会	・計画策定（諮問） ・計画骨子（案）
	4	第1回環境基本計画専門委員会	・指標・環境目標値設定の考え方
	5	第1回大気環境目標値専門委員会	・大気環境目標値設定の考え方
	7	第2回環境基本計画専門委員会	・指標（案） ・環境目標値（案）
		第2回大気環境目標値専門委員会	・大気環境目標値（案）
	9	第1回環境審議会	・計画（素案） ・望ましい環境都市の姿
	今後の予定	第3回大気環境目標値専門委員会	・大気環境目標値（降下ばいじん）（案）
		第2回環境審議会	・計画（素案） ・望ましい環境都市の姿
		第3回環境審議会	・答申
		パブコメ	
		計画策定	